

お客さま各位

尼崎信用金庫

外国為替取引ご利用のお客さまへのお願い

平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

「マネー・ローンダリング」、「テロリストへの資金供与」、「拡散金融」の未然防止や「各種経済制裁措置」への対応が重要となっている中、各金融機関には厳格な対応が求められ、当金庫においても、外国為替取引を受け付ける際には、お取引の背景や原資について、お客様からのご説明や書類の提出にご協力をいただいております。つきましては、下記の事項に関しまして、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 法令等遵守の観点に基づく総合的な判断により、外国為替取引についてお取扱いできない場合がございます。
具体的な事例につきましては、以下をご確認ください。

◆外国為替取引のお取扱いができない主な事例

- (1) 経済制裁関連規制(外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」という)、OFAC 規制等)に該当する取引
- (2) 禁輸商品購入代金の決済に該当する取引(麻薬、拳銃、児童ポルノ、ワシントン条約で禁止される動植物等)
- (3) オンラインカジノに関連する取引
- (4) 贈収賄等の不正な資金の授受に関連する可能性のある取引
- (5) 人権侵害、強制労働、売春、臓器売買等に関連する可能性のある取引
- (6) 公序良俗に反する取引や各種法令等に抵触する取引
- (7) 取引内容に矛盾がある等、真偽に疑義のある取引
- (8) 真の依頼人・受取人が別途存在し、その実態が不明もしくはその実態把握が困難な取引
- (9) 個人間等の取引のうち、目的・関係等が不明もしくはその実態把握が困難な取引
- (10) 複数の依頼者による同種の取引をとりまとめて行う取引
- (11) 現金取引または現金で入金され原資が確認できない取引
- (12) 投資・金融商品取引・金融サービスの提供に関する法律等に基づく登録を受けていない業者等との取引
- (13) 暗号資産の売買、暗号資産への投資等を目的に実施する取引
- (14) 当金庫のお客さまが資金移動登録業者である取引
- (15) 取引の当事者と支払先口座名義等が一致していない取引(※)

(※)主な取引の例

- 法人間の契約による取引にも関わらず、当該法人代表者等の個人へ支払いを行う取引
 - 契約に基づく取引当事者でない関連会社・子会社・協力会社への支払いを行う取引
 - 契約に基づく確認資料と異なる名義人に支払いを行う取引
 - 契約者の家族名義で支払いがなされる等の、真の送金人や真の受取人が存在する取引
 - 取引の契約先ではなく、契約先が支払い債務を有する先(商品出荷元等)に直接支払う取引
- 上記のような取引は、現地(外国等)の規制逃れや売上の過少申告による税逃れなどの潜脱行為である可能性が高く、お客さまが意図していなくとも、その行為に加担しているとみなされる恐れがあります。

2. 外国為替取引については、法令等により金融機関に対して厳格な確認義務が課されており、お客様に確認資料の提出を含むご協力をお願いしています。

◆外国為替取引に関する確認についてのお願い

当金庫に初めて外国為替取引をお申込みいただく場合や、お取引のある場合でも、前回のお取引から1年以上お取引がなかった場合等については、ご依頼人・お受取人に関する確認等をはじめ、お申込みいただいたお取引の内容確認や、お取引に関して提出いただいた資料等の確認にお時間をいただいております。ご依頼日当日のお取引が取扱えない場合がございますのでご了承ください。

特に、直接貿易に関する売買代金とは異なる、不動産取引関係資金・指導料・謝礼金・コンサルティング料等の受取りや支払いにつきましては、請求書等のご提示のみならず、資金受払いの根拠となる契約書等を含めた資料のご提示をいただき内容確認を行っております。既に海外からの資金が当金庫に着金している場合でも、到着した電文とご提示いただいた資料の内容が一致しないため、先方銀行に対して電文等で照会を行うなど、確認にお時間をいただく場合がありますので、お支払い期日等に余裕を持ったお手続きをお願いいたします。

上記を踏まえ、新たに外国為替取引を始める場合や、一定期間お取引がなかった場合の外国為替取引のご依頼に際しては、お取引のある支店窓口に事前にご相談いただきますようお願いいたします。

3. その他に外国為替取引を行うにあたり、ご確認いただきたい事項等がございます。

詳しくは、以下のご案内を確認くださいますようお願い致します。

◆外国為替取引に関するご案内

①「外国為替及び外国貿易法」に基づく適法性確認へのご協力をお願い

https://www.amashin.co.jp/img/gaitame_boekiho202404.pdf

②米国「OFAC」規制等に関するお知らせとお願い

<https://www.amashin.co.jp/img/ofac202307.pdf>

③外国為替取引時の確認資料提出のお願い

<https://www.amashin.co.jp/img/gaitame202307.pdf>

- お客様から提示していただいた確認書類等につきましては、原則写しを頂戴するとともに、伺った内容と合わせて当金庫で厳正に管理致します。
- 留学費用の支払いや、グローバル企業との決済取引等において、指定される資金決済(収納代行)業者等との取引が必要な場合等につきましては、事前にお取引店にご相談下さい。
- 各種の確認や情報の提供にご協力をいただけない場合のほか、確認資料等のご提出をいただいた場合でも、取引の整合性に疑いがあると当金庫が判断した場合など、総合的に判断してお取扱いが出来ない場合がございます。
- 海外等からの送金に関して、資金が当金庫に既に着金している場合でも、確認の結果ご入金できない場合があります。この場合、当金庫所定の手続きに基づいて資金を送金依頼人に返却致しますので、あらかじめご了承ください。

以 上